

支払手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>布施警察署</p>	<p>新聞代（10月分から12月分まで）の支払に当たり、正当な債権者とは異なる者に支払ったものがあった。</p> <p>(1) 請求書 ・日付 平成30年1月4日 ・請求額 14,309円 ・請求者 株式会社A</p> <p>(2) 支出命令伺書（誤払い分） ・起票日 平成30年1月5日 ・支出命令額 14,309円 ・債権者 株式会社B ※誤払いしたことについては、平成30年3月23日に正当な債権者である株式会社Aから「支払ってもらっていない」旨の指摘があるまで気付いていなかった。</p> <p>(3) 戻入調定伺書 ・起票日 平成30年3月23日 ・戻入額 14,309円 ・戻入義務者 株式会社B ・返納日 平成30年3月26日</p> <p>(4) 支出命令伺書（正当な債権者への支払分） ・起票日 平成30年3月23日 ・支出命令額 14,309円 ・債権者 株式会社A</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方自治法】 （経費の支払） 第232条の5 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。</p> <p>【大阪府財務規則】 （支出の命令） 第40条 支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することはないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令伺書（様式第30号）を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。</p> <p>（支出の決定と支払） 第112条 出納員は、第40条の支出命令を受けたときは、当該支出命令に係る支出負担行為が法令又は予算に違反していないか、当該支出負担行為に係る債務が確定しているか等を審査し、支出の決定をしなければならない。</p> <p>【会計事務の手引】 第4章第3節 3 支出命令(支出命令審査)の留意点</p>	<p>検出事項が発生した原因については、請求書を受領後、支払手続の際、支出命令伺書を十分に確認していなかったため、支払先が誤っていることを見落としたものである。</p> <p>今後は、支払いの際には細心の注意を払い、請求書と支出命令伺書の照合を徹底する等、支出命令及び支出審査におけるチェックを厳格に実施するとともに、同種の誤りを繰り返さないよう、課員全員に対して周知徹底を図った。</p>

		<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1439 323 2039 363">7 正当債権者のための支出ですか</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1439 363 1626 512">(1) 債権者名に誤りは、ありませんか。</td> <td data-bbox="1626 363 2039 512">・請求書の住所及び氏名(印)と契約書、請書、見積書等の住所及び氏名(印)と照合、確認します。</td> </tr> </table>	7 正当債権者のための支出ですか		(1) 債権者名に誤りは、ありませんか。	・請求書の住所及び氏名(印)と契約書、請書、見積書等の住所及び氏名(印)と照合、確認します。	
7 正当債権者のための支出ですか							
(1) 債権者名に誤りは、ありませんか。	・請求書の住所及び氏名(印)と契約書、請書、見積書等の住所及び氏名(印)と照合、確認します。						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年10月12日）